

(1) 愛媛大学教育学部規則

(平成16年4月1日)
規則第210号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第26条第2項の規定に基づき、愛媛大学教育学部（以下「学部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学部は、学校教育法、愛媛大学学則（以下「学則」という。）及び愛媛大学憲章を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知識、道徳的及び応用的能力を展開させ、教育文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

第2章 教育課程及び授業科目

(教育課程)

第3条 学部の教育課程は、共通教育科目及び専門教育科目をもって編成する。

(授業科目、単位数等)

第4条 授業科目、単位数及び履修に関する事項は、別に定める。

(授業科目等の公示)

第5条 各学期に開講する授業科目、時間割及び担当教員名は、各学期の授業開始前に公示する。

(履修科目の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を、前条の公示後所定の期間内に、学部長に届け出なければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 学則第17条の規定により、学部に入學する前に他の大学又は短期大学等において修得した単位又は学修を、学部における授業料日の履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位の認定については、別に定めるところによる。

(外国人留学生等の履修すべき授業科目)

第8条 学則第26条及び第27条に規定する外国人留学生等の履修すべき留学生対象科目の単位数等については、別に定めるところによる。

第3章 学業成績判定

(学業成績判定)

第9条 学業成績の判定は、別に定める学業成績判定に関する規程による。

第4章 卒業

(卒業の要件)

第10条 卒業の要件は、愛媛大学（以下「本学」という。）に4年以上在学し、別表に定める単位数を修得することとする。

第5章 編入学、再入学、転学部及び転課程

(編入学、再入学、転学部及び転課程)

第11条 編入学、再入学、転学部又は転課程を志願する者があるときは、教授会の選考を経て、これを許可することがある。

2 他の学部へ転学部しようとする者は、学部長の承認を得なければならない。

(出願等)

第12条 編入学、再入学、転学部又は転課程を志願しようとする者は、指定の期日までに出席し、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の手続をしなければならない。

(在学年数、既修得単位の認定)

第13条 編入学、再入学又は転学部した者に対する本学在学年数及び既修得単位の認定は、教授会が行う。

第6章 学位及び教育職員免許

(学位)

第14条 学部の卒業者に授与する学位は、学士とし、専攻分野として教育学の名称を付記する。

(教育職員免許)

第15条 教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所要単位を修得した者は、その科目及び単位に応じてそれぞれ幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の免

許状を取得することができる。

第7章 附属学校及び附属教育研究施設

(附属学校及び附属教育研究施設)

第16条 学部に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校を置く。

2 学部に、附属教育実践総合センターを置く。

3 各附属学校及び附属教育実践総合センターに関する規程は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に学部に在学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成18年9月21日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の教育学部規則は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の教育学部規則は、平成 28 年度入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の教育学部規則は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表 (10 条関連)

| 課程等 | | | 共通教育科目 | | | | 専門教育科目 | 自由 選択 | 合計 |
|--|---------------------------------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|--------|
| | | | 初年次 科目 | 基礎 科目 | 教養 科目 | 発展 科目※ | 専門 科目 | | |
| 学 校 教 育 教 員 養 成 課 程 | 初 等 教 育 コ ー ス | 幼年教育サブコース | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 90 単位 | 8 単位 | 130 単位 |
| | | 小学校サブコース | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 85 単位 | 13 単位 | 130 単位 |
| | 中 等 教 育 コ ー ス | 国語教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 35 単位 | 130 単位 |
| | | 社会科教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 35 単位 | 130 単位 |
| | | 数学教育専攻 | 7 単位 | 13 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 31 単位 | 130 単位 |
| | | 理科教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 75 単位 | 23 単位 | 130 単位 |
| | | 音楽教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 35 単位 | 130 単位 |
| | | 美術教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 71 単位 | 27 単位 | 130 単位 |
| | | 保健体育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 35 単位 | 130 単位 |
| | | 技術教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 35 単位 | 130 単位 |
| | | 家政教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 35 単位 | 130 単位 |
| 英語教育専攻 | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 63 単位 | 35 単位 | 130 単位 | | |
| 特別支援教育教員養成課程 | | | 7 単位 | 9 単位 | 15 単位 | 1 単位 | 95 単位 | 3 単位 | 130 単位 |

※スポーツと教育